

大阪市告示第1751号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月25日

大阪市長 横山英幸

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

大阪市東淀川区南江口二丁目地内

鶴見区中茶屋一丁目地内、焼野二丁目地内、茨田大宮一丁目地内

住吉区長居東三丁目地内

平野区喜連二丁目地内、喜連西四丁目地内、加美東六丁目地内、加美南一丁目地内

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

（計画調整局計画部都市計画課）